

# 「ケーブルプラス電話」に関する説明事項(重要)

本説明事項(重要)は「ケーブルプラス電話」に関するものです。

## (1) サービス名称・(区分)

ケーブルプラス電話 (IP電話サービス)

## (2) 本サービスを提供する会社

JCOM株式会社 (以下「JCOM」)

ただし、電話番号の設定および緊急通報 (110/118/119) についてはKDDI株式会社

## (3) お問い合わせ先

お電話でのお問い合わせ先

サービス内容に関するお問い合わせ → **0120-080-009** (平日9:30~17:30)

故障に関するお問い合わせ → **0120-929-039** (24時間365日受付)

## (4) ご留意事項

### ① サービスについて

- 料金やサービスは、改善等のため予告なく変更する場合があります。
- 記載の内容は2024年10月1日現在の情報です。

### ② 請求についてのご注意

- 本サービスのご利用料金はお申し込みいただいた株式会社エヌ・シー・ティから請求させていただきます。  
※国際オペレータ通話等の請求書は、ご利用発生月の翌月にKDDIからご契約者に直接送付させていただきます。

### ③ 個人情報のお取り扱いについてのご注意

- KDDIおよびJCOMが本サービスのお申し込みに際して取得する個人情報につきましては、本サービスの提供、料金請求業務、自己の既存サービス・新サービスのご案内、アンケート調査の実施、利用促進等を目的としたキャンペーンの実施、サービスの開発・評価・改善、その他契約約款等に定める目的に利用することとします。

### ④ auIDについて

- ケーブルプラス電話のお申し込みにより、ケーブルプラス電話の契約が登録されたau IDをKDDI株式会社から発行いたします。au IDは、My auのログインに利用します。なお、au IDの利用はKDDI株式会社の「au ID利用規約」によります。

### ⑤ その他

- 本紙に記載しているサービス名称は一般に各社の商標または登録商標です。

## (5) サービス内容

- 国内加入電話、国際、携帯電話、IP電話向け通話をご利用いただけます。
- 現在お使いのNTT東日本・NTT西日本等の電話番号を継続して本サービスでご利用可能です (詳細については「(8-1) 番号ポータビリティをご利用の場合」をご確認ください)。
- 「110(警察)」「118(海上保安庁)」「119(消防)」への発信が可能です。
- 本サービスはISDNをご利用いただけません。
- 停電時はご利用になれません (携帯電話やお近くの公衆電話をご利用ください)。

## (6) 契約・お申し込みについて

- このお申し込みによる契約は、KDDIおよびJCOMのケーブルプラス電話サービス契約約款によるものとします。
- お申し込みを受付した場合でもKDDIおよびJCOMの設備の都合により、本サービスをご利用いただけないことがあります。
- 現在、110番・119番非常通報装置 (注1)、または緊急通報等を行なう自動通報装置 (電話機) (注2) をご利用のお客様は、本サービスで継続してご利用いただくことはできません。このため、本サービスはお申し込みいただけません。  
(注1) 非常ボタン等を押すことにより110番 (警察)、119番 (消防) へ自動的に発信し、発信元の情報を自動音声で伝える装置。  
(注2) 主に各自治体が高齢者の方や体の不自由な方などに提供している電話機で、ボタンを押すことにより緊急通報を行なうことができるものでペダントタイプの場合もあります。「緊急通報システム」「あんしん電話」等の名称で呼ばれています。
- 本サービスはネットワークの保守メンテナンス等により、ご利用いただけない場合があります。
- お申込者が未成年の場合は、親権者の同意を得た上でお申し込みください。
- お申込者は、この契約に基づく契約者の地位を第三者に譲渡することはできません。

## (7) 緊急通報 (110/118/119) について

- 「110(警察)」「118(海上保安庁)」「119(消防)」へダイヤルした場合は、ご契約者の住所・氏名・電話番号が接続相手先 (警察、海上保安庁、消防) に通知されます (一部の警察・海上保安庁・消防を除く)。なお、回線等の非通知設定が適用されませんので、通知を拒否される場合は、一通話毎に「184」を付けてダイヤルしてください。

## (8) 電話番号の継続利用について

### 8-1) 番号ポータビリティをご利用の場合

- 本サービスで利用する電話番号について、番号ポータビリティ (※) を利用することができます。  
※番号ポータビリティとは、NTT東日本またはNTT西日本の加入電話 (電話サービス) またはISDN (総合デジタル通信サービス) で設定された電話番号を、他の電気通信事業者 (当社を含みます。) の電話サービスにおいて利用することができるようにする取扱いです。
- NTT東日本・NTT西日本またはNTT東日本・NTT西日本以外の事業者 (KDDIおよびJCOMグループ会社を除きます。以下、「他事業者」といいます) から本サービスへの番号ポータビリティを利用した移行に際し、現在ご利用中の電話番号は終了 (NTT加入電話・INSネット64は休止、NTT加入電話・ライトプラン、INSネット64・ライトまたは他事業者の電話サービスは解約) となり、現在ご利用中の電話番号における付加サービスは解約となります。NTT東日本・NTT西日本および他事業者への手続きはKDDIが代行して行ないます。お客様による手続きは必要ありません。また、本サービスへの番号移転に際し、移転元事業者より連絡がある場合がございます。  
※NTT加入電話、INSネット64からの番号ポータビリティの場合は休止工事費3,000円 (税込3,300円) が別途NTT東日本・NTT西日本よりお客様に請求されます。  
※NTT加入電話、INSネット64以外のNTT東日本・NTT西日本の電話サービスまたは他事業者からの番号ポータビリティの場合は他事業者が定める提供条件により、解約に関わる費用 (工事費など) が発生する場合がありますので、現在ご利用のサービス提供会社へご確認ください。
- NTT東日本・NTT西日本による電話番号継続利用の設定完了をもって本サービスの利用開始となります。
- NTT東日本・NTT西日本等の電話サービス等に関する契約者情報 (本人性の確認結果、番号ポータビリティの適用可否理由等) をNTT東日本・NTT西日本等がJCOMおよびKDDIに対して提供することについて、お申込者 (お申込者と電話契約者が異なる場合には、お申込者および電話契約者) に同意いただけます。
- 番号ポータビリティについてNTT加入電話等の契約者 (名義人) の同意を得た上でお申し込みください。

- 番号ポータビリティは以下の条件に合致した場合にご提供可能となります。

- ・お申込みの電話番号が、NTT東日本・NTT西日本が提供する一般加入電話 (電話サービス) またはISDN (総合デジタル通信サービス) でご利用中の番号であること。または、NTT東日本・NTT西日本の一般加入電話またはISDNにおいて払い出された電話番号であって、番号ポータビリティにより他事業者サービスにおいてご利用中の番号であること。
- ・現在お申込者が使用している電話番号であり、ご利用場所の変更がないこと (ご利用場所が変更になる場合、番号ポータビリティをご利用いただけない場合があります)。  
※番号ポータビリティをご利用いただけない場合はKDDIより新しい電話番号を提供いたします。
- 共同電話、支店代行電話、公衆電話、臨時電話で利用中の電話番号は、番号ポータビリティのお申込みができません。
- 番号ポータビリティをお申込みの電話番号において、NTT東日本・NTT西日本または他事業者が提供する各種サービスをご利用の場合は、本サービスへの移行後も定額料金が発生する場合がありますので、必ず解約の手続きを行ってください。
- その他、現在の電話サービスにおいてご利用中のサービスの取扱いについては、サービス提供会社へお問い合わせください。
- 本サービスでは、ISDNの各種機能、ISDN専用電話機やISDN専用端末はご利用いただけません。また、DSU、TA (ターミナルアダプタ) は本サービスではご利用いただけません。
- NTT東日本・NTT西日本の加入電話、INSネット64の休止に伴い、NTT東日本・NTT西日本より休止連絡票 (「利用休止のお知らせ」) がお客様に送付されます。休止連絡票 (「利用休止のお知らせ」) は、再度NTT東日本・NTT西日本をご利用の際等に必要となりますので、大切に保管してください。  
※他事業者からの番号ポータビリティの場合は休止連絡票が送付されることはありません。
- NTT東日本・NTT西日本の加入電話、INSネット64の利用休止期間は原則5年です。ただし、お客様のNTT東日本・NTT西日本への申告により5年単位で期間の更新が可能です。延長を行なわない場合、更に5年を経過した時点で権利が失効となる場合がありますので、ご注意ください。詳しくはNTT東日本・NTT西日本にお問い合わせください。
- レンタル電話等の機器リースをご利用の場合は、ケーブルプラス電話の開通日までに、NTTファイナンス (株) (連絡先: 0120-255-805) へご連絡ください。またNTT東日本・NTT西日本から単体電話機 (黒電話・カラー電話機・プッシュホン) をレンタルされている場合は、ケーブルプラス電話をお申し込みいただく前に、必ずNTT東日本・NTT西日本 (116) へ「買い取り」または「レンタル終了 (NTTへの返却)」をご連絡ください。

### 8-2) ホーム電話/ホームプラス電話/auひかり電話サービスからの同番移行の場合

- 本サービスで利用する電話番号について、同番移行 (※) を利用することができます。  
※同番移行とは、JCOMの電話サービス (本サービス/ケーブルプラス電話)、JCOMグループの電話サービス (J:COM PHONE プラス/J:COM PHONE ひかり) 又はKDDIの電話サービス (ホーム電話/ホームプラス電話/auひかり電話サービス) を元に提供される電話サービス (JCOMの電話サービスおよびJCOMグループの電話サービスとあわせて以下「JCOMの電話サービス等」) でご利用中の電話番号を、他のJCOMの電話サービス等において利用することができるようにする取扱いです。
- ケーブルプラス光電話/J:COM PHONE プラス/J:COM PHONE ひかり/ホーム電話/ホームプラス電話から本サービスへの同番移行に際し、ケーブルプラス光電話/J:COM PHONE プラス/J:COM PHONE ひかり/ホーム電話/ホームプラス電話は解約となります。解約手続はJCOMが行いますので、お客様による手続は必要ありません。
- auひかり電話サービスから本サービスへの同番移行に際し、auひかり電話サービスは自動解約となります。解約手続はJCOMが行いますので、お客様による手続は必要ありません。  
※auひかりネットサービス・テレビサービスの取扱いについては、KDDIまたはご契約のプロバイダへお問い合わせください。
- ケーブルプラス光電話/J:COM PHONE プラス/J:COM PHONE ひかり/ホーム電話/ホームプラス電話/auひかり電話サービスでご利用中の付加サービスも解約となりますので、本サービス申込時に改めてお申込みください。なお、電話帳掲載につきましても改めてお申込みが必要になります。
- ケーブルプラス光電話/J:COM PHONE プラス/J:COM PHONE ひかり/ホーム電話/ホームプラス電話/auひかり電話サービスからの同番移行は、以下の条件に合致した場合に可能となります。  
・ケーブルプラス光電話/J:COM PHONE プラス/J:COM PHONE ひかり/ホーム電話/ホームプラス電話/auひかり電話サービスのご利用場所とケーブルプラス電話のご利用場所が同一住所であること (ご利用場所が異なる場合、番号継続が出来ない場合があります)。  
※番号継続が出来ない場合、KDDIより新しい電話番号を提供いたします。

## (9) 本サービスの機能について

- ご利用いただけない通話・通信先がございます (詳しくは「【別表1】接続可否」をご参照ください)。
- 「0088」等の事業者識別番号による電気通信事業者を指定した発信はできません。ACR機能は停止して利用することをお勧めします。  
※「0088」等の事業者識別番号の後に国内・携帯・国際 (自動ダイヤル) 等の本サービスで提供可能な電話番号をダイヤルした場合、本サービスのご利用となりその通話料金が適用されます。
- 以下の機能・各種サービスはご利用いただけません。 (詳しくは「【別表2】ご利用いただけない機能・サービス」をご参照ください)。

通信機能・サービス	ISDN G4 FAX通信/スーパーG3 FAX通信 パケット通信 ユーザー間情報通知 (UII)
通話機能・サービス	プッシュ回線の短縮ダイヤル機能 ボイスワープセレクト等 ボイスワープの一部機能 電話機能付インターフォン (ドアフォン)
電話番号に関する機能・サービス	i・ナンバ 代表組み ダイヤルイン
JCOM又は他社が提供する機能・サービス	お申し込み電話番号に付随する各種サービス BizFAX

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。

- 以下の機能・各種サービスはご利用いただけない場合があります。

機能・サービス		備考
モデム通信等	ガス・電気・水道などの遠隔検針	発信先の電話番号、通信方式によりご利用いただけない場合があります。 必要に応じてサービス提供者や製造会社へお問い合わせください。
	セキュリティサービス	
	ダイヤルアップによるインターネット接続 その他モデム通信	

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。

※FAXは概ねご利用いただけません。

## (10) 104番号案内および電話帳への掲載手続きについて

- 104番号案内と電話帳への番号掲載をご利用いただけます。

## (11) ご利用料金

### 11-1) 料金に関するご注意

- 本サービスのご利用料金はお申込みいただいた株式会社エヌ・シー・ティから請求させていただきます。  
※国際オペレータ通話等の請求書は、ご利用発生月の翌月にKDDIからご契約者に直接送付させていただきます。
- 請求書の発行時期、料金のお支払い方法については、株式会社エヌ・シー・ティの定めるところによります。
- 基本料についてはご利用開始月および解約月については日割料金となります。また、付加サービス利用料については利用開始月は無料、解約月は全額のご請求となります。ただし、基本料・付加サービス利用料について同じ月にご利用開始と解約を行なった場合は全額のご請求となります。
- ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料については毎月月末時点においてご契約中のお客様に金額(※)をご請求させていただきます。  
※支援機関が原則1年度ごとに算定し、総務大臣認可を経て決定される電話リレーサービス料の「番号単価」については、月によって適用される金額が異なることがあります。
- 実際の請求時の消費税は、本紙に記載する料金の表示額の合計とは異なる場合があります。
- 本紙に記載する料金とは別に、開通または解約の際に株式会社エヌ・シー・ティが設定する工事費等がかかる場合があります。詳しくは株式会社エヌ・シー・ティにお問い合わせください。
- 保守費用につきましては実費を請求させていただきます。

### 11-2) 月額利用料

#### a. 基本料

基本料	1,330円(税込1,463円)
-----	------------------

#### b. その他料金

通話明細発行注1)	200円(税込220円)注2)
-----------	-----------------

注1) 通話明細書はJCOMから委託を受けたKDDIが発行します。

注2) 2024年10月の発行までは100円(税込110円)です。

### 11-3) 通話料

種別	通話料(税抜)	通話料(税込)
ケーブルプラス電話、ケーブルプラス光電話、ホーム電話向け通話、「J:COM PHONE プラス」「J:COM PHONE ひかり」向け通話注1)	無 料	
国内加入電話向け通話		
市内通話		
県内市外通話注2)	8円/3分	8.8円/3分
県外通話注2)	15円/3分	16.5円/3分
国際通話注3)		
ダイヤル通話	例:アメリカ本土宛 9円(免税)/1分 フィリピン宛 35円(免税)/1分 中国宛 30円(免税)/1分	
携帯電話向け通話		
au/UQ mobile宛	15.5円/1分	17.05円/1分
上記以外宛注4)	16円/1分	17.6円/1分
IP電話向け通話	10円/3分	11円/3分
特別番号への通話		
時報(117)	8円/3分	8.8円/3分
天気予報(177)	市内・県内市外 8円/3分 県外 15円/3分	市内・県内市外 8.8円/3分 県外 16.5円/3分
番号案内(104)注5)	200円/案内	220円/案内
電報(115)	アルティウスリンク株式会社設定料金注6)	
災害用伝言ダイヤル(171)	8円/1分	8.8円/1分
行政1XYサービス(188-189)	NTTコミュニケーションズ設定料金	
ナビダイヤル(0570-)	NTTコミュニケーションズ設定料金	

注1) 「J:COM PHONE プラス」「J:COM PHONE ひかり」はJCOMグループ会社が提供する電話サービスです。

注2) 市内・県外の区分は郵政省令第24号(平成11年7月1日施行)によって定められた都道府県の区域に従っており、行政区分とは異なる場合があります。

注3) その他の国・地域、オペレータ通話の通話料についてはお問合せいただくか、JCOMのホームページ(<https://www.jcom.co.jp/catv-service/phone/cableplus/charge/asia/>)でご確認ください。

注4) 衛星電話への通話等、一部通話料が異なる場合があります。詳細はJCOMのホームページ(<https://www.jcom.co.jp/catv-service/phone/variouscallcharges/>)でご確認ください。

注5) 障がい者向け無料案内サービス「スマイル案内」をご利用希望の方は、初回利用時に登録して頂きます。

注6) アルティウスリンク株式会社「でんぱっぼ」につながります。

### 11-4) ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料

ユニバーサルサービス料	ユニバーサルサービス支援機関(電気通信事業者協会)が公表する認可料金の相当額
電話リレーサービス料	電話リレーサービス支援機関(電気通信事業者協会)が公表する認可料金の相当額

※ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料は、1電話番号毎に請求させていただきます(月額料金です)。

※認可料金は、それぞれの支援機関がユニバーサルサービス料の場合は原則6ヶ月ごとに、電話リレーサービス料の場合は原則1年ごとに算定し、総務大臣認可を経て決定される「番号単価」を指します。詳しくはそれぞれの支援機関のホームページをご参照ください。(ユニバーサルサービス料: <http://www.tca.or.jp/universalservice/>、電話リレーサービス料: [https://www.tca.or.jp/telephonereley\\_service\\_support/](https://www.tca.or.jp/telephonereley_service_support/))

※ユニバーサルサービス料や電話リレーサービス料に係る制度およびお客様への請求につきましては、以下URLをご参照ください。(ユニバーサルサービス料に係るもの: <http://www.kddi.com/corporate/kddi/public/universal/>、電話リレーサービス料に係るもの: <https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/telephonereley/>)

### 11-5) 手続きに関する料金

#### a. 初期費用

契約料	無 料
番号ポータビリティ	無 料

#### b. その他料金

番号変更	1手続きあたり2,000円(税込2,200円)
------	-------------------------

※加入月の翌月末日までの番号変更は無料です。

## 11-6) 付加サービス利用料

サービス名	月額利用料
割込通話	300円(税込330円)
発信番号表示	400円(税込440円)
番号通知リクエスト注1)	200円(税込220円)
割込番号表示注2)	100円(税込110円)
迷惑電話自動ブロック	300円(税込330円)
着信転送注3)	500円(税込550円)

注1) 発信番号表示の契約が必要です。また、利用にあたり利用開始の設定が必要です。詳しくは後日お送りする「ケーブルプラス電話 ご利用ガイド」をご確認ください。

注2) 割込通話・発信番号表示の契約が必要です。

注3) Myauからのお申し込みはできません。ケーブルテレビ会社へご連絡ください。また申込みの際、ケーブルプラス電話のご契約者本人に相違ないことを確認させていただきます。本人確認に必要な書類は、電気通信事業法に定める電気通信番号計画 別表第4 本人特定事項の確認方法 1(1)および6にて指定された、運転免許証、パスポート、国民健康保険、健康保険、印鑑登録証明書等を指します。申込後、転送先電話番号・転送パターンの設定が必要です。詳しくは後日お送りする「ケーブルプラス電話 ご利用ガイド」をご確認ください。

## 11-7) 割引料金

### ① auまとトーク(ケーブルプラス電話からの発信通話について)

- ※auケータイからの発信通話についてはau→自宅割の適用条件によります

概要	注 意 事 項
JCOMに登録されたご契約者の連絡先電話番号にauまたはpovo1.0の携帯電話の電話番号が登録されている場合で、ケーブルプラス電話とauまたはpovo1.0の携帯電話*1のご登録契約者氏名が同じ、もしくはご登録住所が同じ場合、以下の通話につき通話料相当額を割引し、無料といたします。 ① auひかり 電話サービス*2・auひかり ちゅら 電話サービス・ホームプラス電話・au one netの050電話サービス・コムファ光電話*2への国内通話 ② au携帯電話及びJCOMが指定する携帯電話サービス*3(以下あわせて「au携帯電話等」)への国内通話(au世界サービス対応機種への国外通話の場合、発信元は無料ですが、着信先に通話料がかかります。) ※その料金月の末日において、ご登録の電話番号が解約・休止などの場合、UQmobileやpovo2.0のものの場合、本割引の対象外となります。 ※JCOMに登録されたご契約者の連絡先電話番号について、内容の変更*4があった場合、あらかじめ届出が必要です。届出されていない場合、本割引の対象外となります。 ※ 1 au携帯電話等には沖縄セルラー電話株式会社に係るものも含まれます。 ※ 2 付加サービスの050電話サービスを含みます。 ※ 3 UQ mobile、povo1.0およびpovo2.0ならびにこれらの設備を利用した一部の携帯電話サービスを含みます。 ※ 4 携帯電話番号ポータビリティによる事業者の変更を含みます。	・料金月の月末において、登録されているauまたはpovo1.0の携帯電話が解約・休止等の場合、auまとトークの割引はありません。 ・本割引の適用について、KDDI、沖縄セルラー電話株式会社および株式会社エヌ・シー・ティに通知されることについて、承諾していただきます。

### ② オプションお得パックについて

概要	注 意 事 項
ケーブルプラス電話の回線で、割込通話、発信番号表示、番号通知リクエスト、割込番号表示および迷惑電話自動ブロック(以下あわせて「対象付加サービス」)の付加サービス利用料が同時に発生する場合、その付加サービス利用料の合計額1,300円(税込1,430円)を、690円(税込759円)に割引します(オプションお得パック)。 ※オプションお得パックは、対象付加サービスの付加サービス利用料が発生する月のその付加サービス利用料に自動で適用されます。	

### ③ 迷惑電話自動ブロック月額利用料割引について

概要	注 意 事 項
迷惑電話自動ブロックのご利用開始月(注)の翌月において、迷惑電話自動ブロックの付加サービス利用料300円(税込330円)②欄のオプションお得パックの適用があるときは、オプションお得パック適用後の付加サービス利用料の合計額690円(税込759円)から300円(税込330円)を割引します。	注 付加サービス利用料については、ご利用開始月は原則無料です。(「11-1) 料金に関するご注意」参照)

## (12) 宅内機器について

- 本サービスをご利用の際は、ご利用の株式会社エヌ・シー・ティが設置する宅内機器をJCOMが指定する方法に則って接続してご利用ください。指定外の機器に交換したり、指定外の接続をされる場合、約款の規定に反する行為とみなしサービスの提供をお断りする場合があります。
- 宅内機器の電源は、常にONの状態でご利用願います。電源がOFFの状態では発信/着信ができなくなりますのでご注意ください。
- 本サービスは、宅内機器と接続された電話機からのみご利用いただけます。
- 宅内機器の仕様は、予告無く変更となる場合があります。
- 宅内機器には動作ソフトの自動バージョンアップ機能があります。バージョンアップの際には、機器の起動に時間を要したり、機器が再起動することがあります。また、再起動するとサービスが一旦停止します。
- 宅内機器に故障が生じた際はご利用の株式会社エヌ・シー・ティが交換・修理対応をいたしますが、お客様責任による故障・紛失の場合は実費請求いたします。
- 宅内機器をラジオなどの電波を受信する機器の近くで使用すると、受信障害(ノイズ)を引き起こすことがあります。このような場合は、宅内機器とラジオなどを離してご使用ください。

## (13) 本サービスの解約について

- 本サービスを解約される場合にはご利用の株式会社エヌ・シー・ティ(0120-080-009/平日9:30~17:30)へお申し出ください。また、転居に伴う解約に際し、転居先においてauひかり 電話サービスへご加入予定で、その際現在の電話番号の継続利用を予定されている場合は、その旨を必ず株式会社エヌ・シー・ティへお申し出ください。
- 宅内機器等については、株式会社エヌ・シー・ティにて撤去工事を行いません。
- 番号ポータビリティを利用してご利用の本サービスの電話番号を他事業者で継続して利用される場合は、他事業者へ事前に番号の継続利用を希望する旨、お申し出ください。なお、KDDIが割り当てた電話番号を本サービスでご利用の場合、他事業者が提供する電話サービスへの移行に際して番号ポータビリティを利用することはできません。
- 番号ポータビリティを利用して他事業者が提供する電話サービスに移行する場合、NTT東日本・NTT西日本での電話番号継続利用の設定完了後、本サービスはご利用いただけなくなります。(ご申告いただいてから変更先事業者での手続き完了までは本サービスでのご利用となります。)
- 番号ポータビリティを利用して他事業者が提供する電話サービスに移行する場合、電話番号の継続利用に要する期間および料金等については移行先の電話サービス提供会社にご確認ください。

## (14) 本サービスの提供条件を説明する会社

- 株式会社エヌ・シー・ティ (代理店届出番号: 第D1911671号)  
〒940-0032 新潟県長岡市千場1丁目7番9号  
フリーコール 0120-080-009(平日9:30~17:30)

[別表1] 接続可否

発信区分	種別	ダイヤル	接続可否	説明	備考
電話をかける場合 1XYの3桁番号サービス(一部4桁)		104	○	番号案内	
		110	○	警察(緊急呼)	
		111	×	線路試験受付	
		113	×	故障受付	NTT東日本・NTT西日本の故障受付にはつながりません。
		115	○	電報受付	アルティウスリンク株式会社の「でんぼつぱ」につながります。
		116	×	営業受付	NTT東日本・NTT西日本の営業受付にはつながりません。
		117	○	時報	
		118	○	海上保安(緊急呼)	
		119	○	消防(緊急呼)	
		122	○	固定優先解除	122をダイヤルした後に続けて本サービスでご利用可能な事業者識別番号(0091で始まる番号を除く)をダイヤルした場合、そのダイヤルした事業者識別番号を利用せずに相手先へ電話をかけたこととなります。
		125	×	でんわ会議	
		142	○	着信転送 [JCOM付加サービス]	JCOMの「着信転送」サービスの設定変更が可能です。
		144	○	迷惑電話撃退、迷惑電話自動ブロック [JCOM付加サービス]	JCOMの「迷惑電話撃退」「迷惑電話自動ブロック」サービスの設定変更が可能です。
		147	×	ボイスワープセレクト	
		148	○	番号通知リクエスト [JCOM付加サービス]	JCOMの「番号通知リクエスト」サービスの設定変更が可能です。
		161~167	×	ファクシミリ通信網当	
		171	○	災害用伝言ダイヤル	
		177	○	天気予報	
		184	○	発信者番号通知拒否	
		186	○	発信者番号通知	
	188 189	○	行政1XYサービス		

発信区分	種別	ダイヤル	接続可否	説明	備考
電話をかける場合	0AOから始まる電話番号	010-	○	国際電話	
		050-	○	IP電話	ほぼ全てのIP電話事業者と通話可能です。
		070- 080- 090-	○	携帯電話	
	OABOの4桁番号サービス	0120-	○	フリーダイヤル フリーコールDX フリーアクセス	フリーダイヤル等のご契約者の設定によりご利用いただけない場合があります。
		0570-	○	ナビダイヤル	ナビダイヤルのご契約者の設定によりご利用いただけない場合があります。
		0800-	○	フリーダイヤル フリーコールDX フリーアクセス	フリーダイヤル等のご契約者の設定によりご利用いただけない場合があります。
		0990-	×	災害募金サービス	
	00XXの事業者識別番号(KDDI提供)	0077-	○	各種サービス(フリーコール、DODサービス等)	
		0051- 0053-1- 0053-9- 0055- 0056- 0057-	○	国際オペレータ通話等各種国際電話サービス	
		0077-22- 0077-80- 0077-48-	○	KDDI DODサービスの一部	
		0053-63-	×	KDDI DODサービスの一部	
		0077-43-	×	KDDI VPネット(仮想専用線サービス)、広域短縮	
		0052- 0053-53-	×	KDDI国際電話サービスの一部 国際料金通知	
	00XYの事業者識別番号(他社提供)	00XY-	×	「0088」等の事業者識別番号による電気通信事業者を指定した発信(0088フリーコールなど以下に記載のものは除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ACR機能は停止して利用することを勧めいたします。</li> <li>・事業者識別番号の後に国内・携帯・国際(自動ダイヤル)等の本サービスでご利用可能な電話番号をダイヤルした場合、そのダイヤルした事業者識別番号を利用せずに相手先へ電話をかけたこととなります。</li> </ul>
		0037-6- 0044- 0066- 0088-	○	0037-6- 着信課金サービス 0044 国際着信課金サービス 0066 国際国内着信課金サービス 0088 フリーコール	
	#ダイヤル	#4桁の番号	×	着信短縮ダイヤル、クイックナンバー等	
	受ける場合	他社サービスの着信	×	1XYの3桁番号サービスを使った着信	コレクトコール、話中調べ等での着信
			×	NTT東西のフリーアクセスの着信先回線としての設定・登録	

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。ご不明な点はお問い合わせください。



[別表2] ご利用いただけない機能・サービス

機能・サービス		注意事項・備考
通信機能・サービス	ISDN	現在INS64をご利用中の場合は以下の点にご注意願います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・本サービスではISDNの機能はご利用いただけません。</li> <li>・2ch利用はできません。1ch(1回線)での提供となります。</li> <li>・ISDN専用電話機やISDN専用端末はご利用いただけません。</li> <li>・DSU、TA(ターミナルアダプタ)を取り外してください。</li> <li>・ISDNのサブアドレス着信(相手先電話番号の後に「*」を付けてダイヤルする)等はご利用いただけません。</li> </ul>
	G4 FAX通信/スーパーG3 FAX通信	G3 FAXは概ねご利用いただけます。
	パケット通信	
	ユーザー間情報通知(UUI)	
通話機能・サービス	プッシュ回線の短縮ダイヤル機能	短縮ダイヤル以外のプッシュホン機能はご利用いただけます。
	ボイスワープセレクト等	
	ボイスワープの一部機能	JCOMの転送サービスでは無応答時転送、応答後転送機能はご利用いただけません。
	電話機能付インターフォン(ドアフォン)	電話の発着信は利用できなくなりますので、必要に応じて別の電話機をご用意ください。
電話番号に関する機能・サービス	i・ナンバー	
	代表組み	
	ダイヤルイン	
JCOM又は他社が提供する機能・サービス	お申込み電話番号に付随する各種サービス	定額料金が発生する場合がありますので、解約の手続きを行なってください。
	BizFAX	定額料金が発生する場合がありますので、解約の手続きを行なってください。

※番号ポータビリティをお申込みの場合、NTT東日本・NTT西日本の付加サービス、割引サービスは自動的に解約となります。

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。ご不明な点はお問い合わせください。

# ケーブルプラス電話サービス提供に伴う設備の設置及び請求等に関する規約

## 第1条（規約の適用）

株式会社エヌ・シー・ティ（以下「当社」といいます）は、KDDI株式会社及びJCOM株式会社（以下あわせて「KDDI等」といいます）が規定する「ケーブルプラス電話 サービス契約約款」（以下「ケーブルプラス電話約款」といいます）により提供されるケーブルプラス電話サービス（以下「ケーブルプラス電話」といいます）の設備の設置、料金の請求等を当社の定める「ケーブルプラス電話サービス提供に伴う設備の設置及び請求等に関する規約」（以下、「本規約」といいます。）により行うものとします。

2. 当社又はKDDI等（以下あわせて「当社等」といいます）がホームページその他の手段により通知する利用条件等に関する事項もこの規約の一部を構成するものとします。

## 第2条（規約の変更）

当社は、以下の場合に、当社の裁量で民法548条の4の規定により本規約を変更することができます。

- （1）本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき。
- （2）本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
2. 当社は前項による本規約変更にあたり、変更後の本規約の効力発生日の一ヶ月前までに、本規約を変更する旨及び変更後の本規約の内容とその効力発生日を当社ウェブサイト（<https://www.nct9.co.jp>）に広告します。
3. 変更後の本規約の効力発生日以降に契約者が本サービスを利用したときは、契約者は、本規約の変更に同意したものとみなします。なお、ケーブルプラス電話の設備の設置・撤去に係わる工事、保守及び料金の請求等は、変更後の本規約によります。

## 第3条（契約の成立）

当社所定の工事の申込みをする者が、本規約を承認し、別に定める当社所定の申込書に所要事項を記入のうえ、当社に対し当社所定の工事の申込みをし、当社がこれを受理したときに、当社と当該申込者との間で、本規約を契約内容とする工事に関する契約が成立します（以下契約成立後の当該申込者を「契約者」といいます）。

2. 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、申し込みを承諾しないことがあります。
  - 1) 電話接続回線（以下「電話接続回線」という）を設置し、又は保守することが技術上困難 などのとき。
  - 2) 申し込みをした者が、工事に関する費用その他当社に対する支払いを怠る恐れがあるとき。
  - 3) その他当社の業務遂行上、支障があるとき。
  - 4) 加入申込者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます）と判断される場合。
  - 5) 加入申込者が未成年であり、法定代理人の同意を得ていない場合。

## 第4条（設備の設置および契約者の履行義務）

契約者は、ケーブルプラス電話への申し込みをしたことをもって、当社が、ケーブルプラス電話に必要な設備の設置を実施することにつき、承認したものとします。その工事および保守等は、当社指定の機器、工法などにより、すべて当社または当社の指定する業者が行うものとします。尚、終端装置は当社が提供し、所有権も当社に帰属します。

2. 施設を設置、保守の工事を行うために必要があるときは、契約者の承諾を得て契約者が所有または占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、またはこれら及び電気・水等を無償で使用できるものとします。この場合において、地主、家主その他の利害関係人のあるときは、契約者はあらかじめ当該利害関係人の承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。
3. 契約者は、電話接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために構内交換機や管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。
4. 共同住宅などの共聴施設により契約者がサービスを受ける場合は、別途協議するものとします。
5. 契約者は、当社が提供した終端装置を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し又は線条その他の導体を接続しないこととします。
6. 契約者が、終端装置を破損または紛失したときは、当社が別に定める機器破損・紛失補償費を支払うものとします。

## 第5条（契約者が行うケーブルプラス電話の解除）

契約者は、ケーブルプラス電話契約を解除しようとするときは、ケーブルプラス電話約款の規定に基づき、当社にケーブルプラス電話解除通知を行うものとします。

2. ケーブルプラス電話約款の規定によりケーブルプラス電話契約が解除されたときは、当社または当社の指定する業者が、設備の撤去を当社所定の機器、工法などにより行うものとし、ケーブルプラス電話契約を解除した者は、当社が別に定める解除工事費等を支払うものとします。

## 第6条（KDDI等の提供サービスに係る債権の譲渡等）

契約者は、ケーブルプラス電話約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権が、KDDI等の定めるところにより当社に譲渡されること、その結果当社が当該債権を契約者に請求することを承諾したものとします。また、この場合、契約者は、当社等が契約者への債権譲渡に関する個別の通知または承認の請求を省略することにつき承諾したものとします。

## 第7条（契約者の支払い義務）

契約者は、本規約に定める工事費等及びケーブルプラス電話約款の規定によりKDDI等から当社が譲り受けた債権（ケーブルプラス電話約款の規定により支払いを要することになった料金その他の債務に関わる債権）の額に相当する金額を当社に支払う義務を負うものとします。

2. ケーブルプラス電話約款の規定に基づき、割増金及び延滞利息が発生したときは、契約者はその金額を当社に支払う義務を負うものとします。

3. 支払い義務は、ケーブルプラス電話契約が解除された後も有効に存続するものとします。

## 第7条の2（延滞利息）

契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合は、支払期日の翌日から支払いがあった日の前日までの日数について、年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

2. 料金の支払遅延により当社が訪問集金した場合、契約者は、当社規定の集金手数料を支払うものとします。
3. 料金の支払遅延により当社が振込用紙を送付した場合、契約者は、当社規定の手数料を支払うものとします。

## 第8条（支払方法）

契約者は、前条（契約者の支払い義務）の規定により支払う義務を負う金額を、当社の指定する期日に金融機関の口座振替により支払うものとします。

## 第9条（サポート）

契約者がケーブルプラス電話を利用できない場合は、契約者の設備・利用形態に問題がないことを確認のうえ、当社に申告していただきます。

2. 前項の申告に基づき、当社は当社等の設備の修理または対応（以下「サポート」といいます）のための手配を行います。但し、利用環境・容態及び申告の時間帯等により対応できない又は相応の時間を要する場合があります。
3. 第1項の申告があるにもかかわらず、契約者の設備・利用形態に問題がある場合、並びに当社またはKDDI等の責に帰すことのできない事由により契約者が本サービスを利用できない場合、当社は前項のサポートの責を負いません。

## 第10条（契約の解除）

当社は、次の場合には、本契約を解除することがあります。

- 1) 工事費その他の債務の全部又は一部について支払期日を経過してもなお支払わない又は支払わない恐れのあるとき。
- 2) 契約の申込みに当たって、「申込書」に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。
- 3) 当社が工事契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡したとき。
- 4) 電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でサービス継続が出来ないとき。
- 5) 工事契約または契約者と当社との間で成立した契約に違反した又は違反する恐れがある場合。
- 6) その他当社の業務遂行上、支障があるとき。

尚、契約者は契約解除にともない債務の履行を免除されるものではありません。

2. 当社は、前項の規定により、本契約を解除する場合は、あらかじめその理由、提供を停止する日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合、この限りではありません。

## 第11条（パーソナルデータの取り扱い）

当社は、会員および申込者のパーソナルデータを「プライバシーポリシー」に定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲において取り扱うこととします。

2. ケーブルプラス電話の不具合解析やHGW、EMTAの交換・故障修理を行う場合、当社は、接続機器製造事業者に対し以下の情報を提供する場合があります。

提供先（接続機器製造事業者）：住友電気工業株式会社

目的：機器の修理及び故障原因の解析のため

対象情報：①機器の製造番号（MACアドレス）等

②端末内に保存されたシステムログ及び通信ログ（故障により消去できない場合に限り）

3. 当社は、前項に定める解析結果や修理状況を住友電気工業株式会社から取得することができるものとします。

4. パーソナルデータの取り扱いに関して、本規約の内容と「プライバシーポリシー」の内容に矛盾が生じる場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとします。

## 第12条（個人情報）

当社は、保有する加入者個人情報については、別に定める「個人情報の取り扱いについて」に基づき適正に取り扱うものとします。

## 第13条（協議）

お客様及び当社は、本規約に定めのない事項、あるいは疑義が生じた場合は、誠意をもって協議のうえ、解決にあたるものとします。

附則

2013年5月1日改訂	2020年4月1日改訂
2014年4月1日改訂	2020年7月1日改訂
2014年5月1日改訂	2020年9月1日改訂
2015年10月1日改訂	2023年5月1日改訂（2023年6月1日施行）
2016年4月1日改訂	2024年1月1日改訂
2019年10月1日改訂	2024年10月1日改訂

## 本サービスの提供条件を説明する会社

株式会社エヌ・シー・ティ（代理店届出番号：第D1911671号）

〒940-0032 新潟県長岡市干場1丁目7番9号

〔別表〕  
料金表

2025年1月1日現在

工事費

解約工事費(同軸ケーブルを利用している場合)

ケーブルプラス電話宅内工事費	15,000円(税込 16,500円)
----------------	---------------------

引込線撤去をともなう工事	10,000円(税込 11,000円)
--------------	---------------------

発行手数料

振替案内発行手数料	200円(税込 220円)
-----------	---------------

※税込価格は税率10%に基づく金額です。消費税計算上請求金額と異なる場合がございます。

項目	確認内容	注意事項
停電	停電時はご利用いただけません。	ケーブルプラス電話は停電時はご利用いただけません。(発信・着信ともにご利用いただけません)。携帯電話や公衆電話をご利用ください。
サービスの計画停止について	NCTが提供する電話サービスはメンテナンス作業に伴う計画停止を行う場合があります。	計画停止を行う際は、事前に以下のいずれかの方法でお知らせいたします。尚、緊急を要するメンテナンスについては事前のご案内ができない場合がございます。 a. NCTホームページへの掲載 b. NCTが提供するメールアドレスへのメール送信 c. 書面の郵送 d. 対面説明
タウンページ	タウンページの配布は有料となります。	タウンページの配布は有料となります。タウンページの配布や、料金、お支払い方法等に関するお問い合わせは、タウンページセンター(連絡先:0120-506-309)をお願いいたします。
着信転送	無応答時転送、応答後転送はご利用いただけません。お申し込み後、転送先番号・転送パターンの登録が必要です。お申し込みの際は、本人確認書類をご提示いただきます。	ケーブルプラス電話では、「無条件転送」、「スケジュール転送」、「話中転送」の3つの機能をご利用いただけます。NTTの「ボイスワープ」で提供されている「無応答時転送」「応答後転送」機能はご利用いただけません。お申し込み後、転送先電話番号や転送条件等の設定を行い、5分程度間をおいて(スケジュール転送は転送を設定している時間帯に)実際に転送が行われていることをご確認ください。 運転免許証、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、マイナンバーカード等、官公庁発行書類等で氏名、住所、生年月日の記載があり、顔写真が貼付されているものをご用意ください。
番号通知リクエスト	お申し込み後、機能を有効にしてください。	お申し込み時は機能はOFFになっております。ご契約のケーブルプラス電話回線から「148(通話料無料)」をダイヤルし、ガイダンスに従って機能を有効にしてください。
迷惑電話自動ブロック	「同意事項」のご確認・ご同意が必要です。	かかってきた全ての通話について迷惑電話かどうかの判定を行うこと、かかってきた通話の特定の情報をトビラシステムズ(株)に開示することについて、ご同意いただけます。
通話明細	通話明細は有料となります。	「My au」にて、前月を含む過去3ヶ月以内の通話明細をご確認いただけます。※当月の通話明細は確認できません。月額200円(税込220円)で紙面での通話明細を送付いたします。紙面での通話明細をご希望の際は、別途お申し込みください(通話明細書はJCOMから委託を受けたKDDIが発行します)。(2024年10月の発行までは月額100円(税込110円)です。)
現在ご利用中のサービス	「緊急通報システム」「福祉電話」利用	緊急通報等を行う自動通報装置(電話機)※は、機能や設定される通話先の電話番号等によりご利用いただけない場合がありますので、お申し込みいただくことができません。ご不明な場合は緊急通報サービスの提供者や装置製造会社へお問い合わせください。 ※主に各自治体が高齢者の方や体の不自由な方などに提供している電話機で、ボタンを押すことにより緊急通報を行うことのできるものでペンダントタイプの場合もあります。「緊急通報システム」「あんしん電話」等の名称で呼ばれています。なお、ケーブルプラス電話を緊急通報システム等の回線として利用した際に生じる工事および被害に対し、エヌ・シー・ティは一切の責任を負いかねます。
	セキュリティサービス利用	ご利用いただけない場合があります。お客様にてサービス提供会社にご確認ください。
	ホームテレフォン・ビジネスフォン	ケーブルプラス電話は個人向けサービスのため、法人用端末のサービス(ダイヤルインや代表組)には対応しておりませんので、ビジネスフォンは利用ができません。また、ホームテレフォンは親子電話やドアフォンとの併用など様々な使い方や配線がありますので、動作としては保証できません。
	電話機能付きドアフォン	別途工事が必要となる場合があります。お客様にてメーカーにご確認いただき、必要に応じて別途電話機をご用意ください。
ホームエレベーター	ケーブルプラス電話は、ホームエレベーターの非常時連絡用回線にはご利用いただけません。 ※一部のホームエレベーターの非常時連絡用回線はご利用可能な場合がございますので、ご利用のサービス提供事業者までお問い合わせください。なお、ケーブルプラス電話をホームエレベーターの非常時連絡用回線として利用した際に生じる工事および被害に対し、エヌ・シー・ティは一切の責任を負いかねます。	
ケーブルラインへの切替	お電話が不通となる期間がございます。	ケーブルプラス電話からケーブルラインへ切替する場合、ケーブルプラス電話は解約、ケーブルラインを申し込みする手続きとなり、お電話が不通となる期間がございます。

「オプションお得パック」「迷惑電話自動ブロック」をお申し込み時の同意事項

迷惑電話自動ブロック(以下「本サービス」)のご利用にあたり、以下(1)~(3)の内容について同意いただきます。

以下(1)~(3)に同意いただけない場合、本サービスはお申し込みいただくことができません。

(1)本サービスでは、本サービスの利用者宛てにかかってきた全ての通話について、迷惑電話かどうかを自動的に判定します。ただし、全ての迷惑電話の正確な判定を保証するものではありません。

(2)迷惑電話データベースの情報精度向上を目的に、利用者ごとに集計した以下の情報を1回/日の頻度でトビラシステムズ株式会社に提供します。

【トビラシステムズ株式会社に提供する情報】

通話ごとの情報 本サービスの標準ブロックリストにある電話番号又は利用者が着信拒否を設定したお客様指定ブロックリストから利用者の固定電話にかかってきた通話についての次の情報

①発信日時 ②発信元電話番号(非通知等の場合はその旨) ③本サービスによって着信を拒否・許可した状況 ④通話時間

利用者ごとの情報 ⑤利用者の固定電話の電話番号(下4ケタは隠蔽) ⑥その日の着信回数(発信番号通知・非通知別)

(3)契約者と利用者が異なる場合、上記情報提供がなされることについて契約者は利用者に説明します。